

世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区印鑑条例施行規則（昭和50年7月世田谷区規則第65号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「1月間」を「30日間」に改める。

第15条の2第1号中「個人番号カードをいう。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

附 則

この規則中第4条第3項の改正規定は公布の日から、第15条の2第1号の改正規定は令和8年6月14日から施行する。